

《鳴門市農業委員会 8月総会 議事録》

開催日時 平成30年8月28日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	3番	小田 常雄
4番	金田 善雄	5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子
7番	柴田 精治	8番	谷口 清美	10番	中井 弘
11番	仲須 眞理	12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規
14番	林 博子	15番	板東 幸雄	16番	藤本 詳治
18番	松村 多美子	19番	向 栄治	20番	八木 健治

欠席委員 9番 手塚 弘二 17番 増金 義文

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1件
③使用貸借解約について	1件
④徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について	3件
⑤地目照会について	2件

事務局長 ただ今から平成30年8月の農業委員会を開会いたします。
開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございました。
それでは事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達して
おります。よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成
立していることをご報告いたします。
この後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の署名人は12番長谷目委員、13番濱堀委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件>
 ・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

林委員 14番。申請地は、大手海岸沿いに広がる農業振興地域内の農地です。貸人である●●さんと借人である▲▲さんは親子であり、経営を▲▲さんに譲り渡しているため、先日購入した農地を▲▲さんに貸し付けるための申請です。
▲▲さんは里浦町で甘藷・大根の栽培を行っており、鳴門市で認定農業者として認定されている実績もあります。
申請地にはこれまでも甘藷・大根が作付されていましたが、貸付後も同様に甘藷・大根を作付する計画となっており、周辺の農地への影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
まず、申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

- 谷口会長 申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。
- 中井委員 10番。今回の申請は、母親である●●さんが息子である▲▲さんに生前一括贈与を行うためのものです。
▲▲さんは里浦で甘藷・大根の栽培を行っており、鳴門市で認定農業者として認定されている実績もあります。
申請地にはこれまでも甘藷・大根が作付されていましたが、貸付後も同様に甘藷・大根を作付けする計画となっております。地域の担い手といえる農家でもあり、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題ないと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、関連している申請番号3番及び4番の案件について、地元委員さんからご意見ををお願いします。
- 木下委員 5番。今回の申請は、●●さんと▲▲さんが互いの農地を交換するものであり、申請地については、過去から互いの合意のもと交換して使用されてきました。
この度、正式に登記を行い現状の整理を行う意向で、申請地については、引き続き互いが耕作を行うため、今回の申請につき、許可しても問題ないと考えます。
- 谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
まず、申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 谷口会長 申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番については原案どおり許可といたします。
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。
次に『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の地元委員さんをお願いします。

金田委員 4番。申請地は、県立鳴門渦潮高校の南にある農地です。
申請者は農機具を保管する倉庫が不足していたため、今回の転用許可申請となりました。

申請地は整地のみ行う計画であり、排水も地下浸透にて対処するため、周辺の農地への影響はありませんので、この申請につき許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、県立鳴門渦潮高等学校から南へ約1.2kmにある、10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地で第1種農地に該当します。

申請人は、農機具を保管するための倉庫が不足していたことから、自宅及び耕作地に近い申請地に新しく倉庫を建設するものです。敷地の造成計画はありません。排水については、雨水のみであり地下浸透にて対処します。

また、土地改良区と水利組合の同意も得ております。第1種農地の不許可の例外である農業用施設に供する場合に該当しており、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第2号』についてはすべてご審議いただきました。
次に、『議案第3号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 3. 報告事項 8件 >

- | | |
|-------------------------------|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 1件 |
| ②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 1件 |
| ③使用貸借解約について | 1件 |
| ④徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について | 3件 |
| ⑤地目照会について | 2件 |

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第3号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

それでは、これをもちまして平成30年8月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時30分

平成30年8月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 長谷目 隆

議事録署名者 濱堀 秀規